

「花とみどりの三重づくり条例案（仮称）中間案」に対する意見募集の結果及び本委員会の考え方

- 1 意見募集期間 令和4年12月22日（木）から令和5年1月23日（月）まで
- 2 意見募集の結果 意見提出件数：108件（意見提出者数：11名）
- 3 意見の概要及び本委員会の考え方 下記のとおり

番号	該当箇所	意見の概要	本委員会の考え方
1	全般	<p>このパブリックコメントをたまたま県議会のホームページで見つけましたが、広報紙やテレビなどでも周知してるのでしょうか。広く意見を聞こうという姿勢が感じられないのですが・・・。</p>	<p>本意見募集を実施するに当たっては、報道機関に資料提供するとともに、本意見募集に係る資料について、県議会ウェブサイトに掲載するほか、三重県議会議事堂受付、三重県議会事務局及び各三重県庁舎において配布しています。</p> <p>また、令和5年1月13日（金）には、県議会フェイスブックにおいて本意見募集について情報発信しました。</p> <p>いただいた意見については、今後、三重県議会において意見募集を行う際の参考にさせていただきます。</p>

2	全般	<p>パブリックコメントの募集について県議会のホームページで知ったが、その他の手段でも募集告知をされたのか。募集している行為自体が県民に知られていないのではないのか。</p>	<p>本意見募集を実施するに当たっては、報道機関に資料提供するとともに、本意見募集に係る資料について、県議会ウェブサイトに掲載するほか、三重県議会議事堂受付、三重県議会事務局及び各三重県庁舎において配布しています。</p> <p>また、令和5年1月13日（金）には、県議会フェイスブックにおいて本意見募集について情報発信しました。</p> <p>いただいた意見については、今後、三重県議会において意見募集を行う際の参考にさせていただきます。</p>
3	全般	<p>花とみどりを通じて優しさあふれる健やかな三重を目指すことが、なぜ明るい話題となるのか分からない。三重県なんていくらでも自然があり、わざわざ花とみどりの条例をつくる必要性が分からない。県は他にすることがあるのではないのか。税金を安くしたり、東京みたいに子育て世代にお金をあげたり、そういうことが明るい話題ではないのか。若年層ほど花の購入金額が低いというが、花を飾る意義や思いの問題ではなく、金銭面や時間的に余裕がないのではないのか。県民の生活が豊かになる政策をやってほしい。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>

4	全般	<p>新しい条例案を作られるということですので、我々の市民生活にも関係があると思ひ、失礼ながら忌憚のない意見を述べさせていただきます。</p> <p>条例案を拝見させていただきましたが、なぜ、今、花とみどりの地域づくりの条例を策定しなければならないのかよくわかりませんでした。コロナ禍、物価高、少子化高齢化が進む中で人々の荒廃した心に潤いをとというような趣旨かもしれませんが、これまで県民や市民を巻き込んだ議論もないままに、この時期にいきなり条例を制定しようとされるのには唐突感を禁じえません。</p> <p>何に心が癒され、潤いをもたらすかは人それぞれであり、貴重な税金を投じて花やみどりだけを特別扱いするのも違和感があります。それよりも、コロナ対策や物価高対策、防災対策、人口減少対策など急を要する課題はたくさんあると思いますので、議論されるのであればそうした課題を検討していただきたいし、財政難の中で税金を使うならばそれらを優先すべきではないかと考えます。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
---	----	---	---

私が不勉強なのかもしれませんが、条例を拝見させていただいても根拠や目的を理解できませんので、多くの専門家の方々も意見を聞きながら慎重に議論されることを望みます。

現時点で私としては、以上のような理由で条例の創設そのものに反対します。

5	全般	<p>子育て支援、防災対策、医療、教育など、行政として優先順位の高い施策がある中で、花とみどりの活用について、県議会が条例まで作って推進していくのはいかがなものか。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
6	前文	<p>街路樹は沿道の店などから進入する際に見通しを妨げるものが多く不要だと思います。そもそも税金を使って街路樹を整備する必要はないと思います(ガードレールやフェンスで十分です)。</p>	<p>本委員会としては、街路樹の有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずることなどは重要なものと考えていますので原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>

7	前文	<p>「花壇の花、街路樹等の花とみどりには、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある」</p> <p>「街路樹等」に定義を単純に当てはめると、「<u>花壇の花、街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物の観賞の用に供される植物及び街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物</u>には、人を癒やす効用、良好な景観の形成に資する効用等がある」となるが、言葉の重なりが生じてしまうのではないか。「花壇の花、街路樹等の」は不要であり、削ってよい。</p> <p>なお、この文を単純に読むと、「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物」にも「人を癒やす効用」があるということになるが、広く「道路又は沿道の土地にある植物」一般について、そのように言い切ってよいのか疑問なしとしない。この点について何らかの実証データがあるのであれば別であるが、そうでないのならば、このような言い切りは避けるべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「花壇の花、街路樹等の花とみどり」を「花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどり」に改めます。</p> <p>また、他の御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めた上で、「人を癒やす効用」については、本委員会での調査を踏まえたものであることを記述します。</p>
---	----	--	--

8	前文	<p>第1段落中の「花壇の花、街路樹等の花とみどり」は、「花とみどり」の例示として「花壇の花」と「街路樹」を挙げる趣旨だと思われるが、「街路樹等」は第2条第2項で定義されており、「花とみどり」は「花壇の花」と「街路樹等」のみで構成されるといったように誤読されるおそれがあると考えるので、「花壇の花、街路樹などの花とみどり」とするなど、表現を工夫してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「花壇の花、街路樹等の花とみどり」を「花壇の花、街路樹をはじめとする花とみどり」に改めます。</p>
9	前文	<p>「花壇の花、街路樹等の花とみどりには、人を癒す効用、良好な景観の形成に資する効用等がある」について、何が人を癒す効果や良好な景観かどうかは人によって様々であり、全ての人がそのように感じるのか不明です。科学的な根拠があるのでしょうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「人を癒やす効用」については、本委員会での調査を踏まえたものであることを記述します。</p>

10	前文	<p>「それぞれの地域に根ざす花とみどりを活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また創出されてきた」定義を当てはめると、「それぞれの地域に根ざす観賞の用に供される植物及び街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物を活用したまちづくりが行われるとともに、文化も伝承され、また創出されてきた」となるが、「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物」による文化の伝承というものが具体的にどのようなものであるのかがはっきりしないし、逐条解説を読んでも、その点が分からない。この点について明確な根拠付けをするか、文言を再調整すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めます。</p>
11	前文	<p>第1段落中の「また創出されてきた」は、「再び創出されてきた」ということではなく、「伝承とともに創出がされてきた」趣旨と思われるので、「また、創出されてきた」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「また創出されてきた」を「また、創出されてきた」に改めます。</p>

12	前文	<p>「福祉の現場での花とみどりの活用」定義を当てはめると、「福祉の現場での観賞の用に供される植物及び街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物の活用」となるが、福祉の現場での「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物の活用」とは、具体的にどのようなものであるのかがはっきりしないし、逐条解説を読んでも、その点が分からない。この点について明確な根拠付けをするか、文言を再調整すべきである。そもそも、「福祉の現場」とは何を意味するのか不明確であり、パンフレット等で使うのであればともかく、法令用語としてふさわしくない。立法技術の面から見ても、本則において「社会福祉施設」を使いつつ、前文において異なる文言を使うのは、無用の混乱を招くおそれがあり、適切でない。「福祉の現場」は「社会福祉施設等」に言い換えるべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めることとします。</p> <p>また、御指摘を踏まえ、前文中「福祉の現場」を「社会福祉施設等」に改めます。</p>
----	----	--	--

13	前文	<p>第2段落中の「福祉の現場」は、何を指すのかが不明確と思われるので、第11条の規定との平仄を合わせ、「社会福祉施設等」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「福祉の現場」を「社会福祉施設等」に改めます。</p>
14	前文	<p>「訪れた人が親しみを覚えるきっかけとして」 どこを「訪れた人」のことを指すのかが書かれておらず、どこに「親しみを覚える」のかも書かれておらず、唐突でぼんやりした記述であるという印象が否めない。「県条例なので、三重県のことだというのは当然の前提だ」ということなのかもしれないが、法文である以上、こうした点も漏らさず丁寧に書くべきである。 なお、「きっかけ」という言葉を使っている点について、法令用語として柔らかすぎるのではないかと感じる。「契機」又は「端緒」と言い換えたほうがよい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「訪れた人が親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用」を「訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用」に改めます。 なお、御指摘の「訪れた（場所）」及び「親しみを覚える（場所）」については、一般論を述べているものであって、三重県のみに対象を限定しているものではありません。</p>

15	前文	<p>第2段落中の「訪れた人が親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用」は、言葉足らずな感があり内容が不明確と思われるので、もし観光等での活用に着目しているのであれば、「観光客等がその訪れた地域やそこに住む人々に親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用」といった表現にするなど、指し示す内容をよりわかりやすく表現してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「訪れた人が親しみを覚えるきっかけとしての花とみどりの活用」を「訪れた人がその地域に親しみを覚える端緒となるような花とみどりの活用」に改めます。</p>
16	前文	<p>「地域社会の絆の形成、維持及び強化」この言葉で表現したいことは理解できなくもないが、「絆」というのは極めて抽象的なものであり、どのようなことを指すのかについてイメージを共有しにくい。何らか別の文言に言い換えたほうがよい。</p>	<p>前文については、本条例制定に係る思いを記述するものであり、具体的に記述しその意味を限定するよりも、抽象的に記述しその意味を広く解釈するほうが適切であると考えため、「絆」については、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、「地域社会の絆の形成、維持及び強化」については、法律においても用いられている表現であり、条文として不適切な表現ではないと考えます。</p>

17	前文	<p>第3段落中の「行われることは」、「行われることにより」又は「行われることで」のほうは日本語としてしっくりくるのではないか。</p>	<p>第3段落中「…行われること」は、当該段落の主語として用いているものであることから、原案のままとさせていただきます。</p>
18	前文	<p>第3段落中の「絆」は、常用漢字ではないので、「きずな」とルビを振るべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「絆」に「きずな」とルビを振ることとします。</p>
19	前文	<p>第3段落中「期待されている」とあるが、そのような立法事実はあるのか。もしそのような立法事実があるわけではなく、立法者として期待しているだけなのであれば、「期待される」としてはどうか。</p>	<p>調査の中で、地域社会の絆の形成等に資することを期待する声はありましたが、御指摘を踏まえ、立法者としての思いを明らかにするため、「期待されている」を「期待される」に改めます。</p>

20	前文	<p>「花とみどりの活用が多様な主体の連携協力の下で行われることは、地域社会の絆の形成及び強化に資することも期待されている」について、地域の清掃活動など自治会活動等でも地域社会の絆形成は図られており、花やみどりだけを県の条例で特別扱いするのはいかがでしょうか。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
21	前文	<p>第4段落中「現代の」とあるが、切り花の1世帯当たりの年間購入額がピークだったという平成9年も歴史区分的には「現代」に該当し、ここでは適切な表現ではないと考えられるので、「現在の」、「最近の」、「近年の」など、よりピンポイントに現在に近い時点を指す表現にしてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「現代の」を「現在の」に改めます。</p>

22	前文	<p>「現代の三重県においては、花とみどりが十分に活用されているといい難い。」本当にそうでしょうか、条例に記述するのであれば、根拠があるかデータ等を用いて検証されたのでしょうか。前文のはじめの方に「古来より街道の松、桜等の並木・・・・・・・・」とありますが、古来とはいつのことかわかりませんが、例えば江戸時代より現在の方が、花やみどりは少ないのでしょうか、むしろ現代の方が公園や河川敷の桜の数や個人が庭に花を植えている数は多いのではないのでしょうか。</p>	<p>本委員会としては、十分に活用されていることを根拠をもって示すことが困難であるため、「言い難い」と判断しています。</p> <p>なお、「古来より…」については、まちづくり並びに文化の伝承及び創出が行われていたことを述べているのであり、花とみどりの活用について、現在の三重県と比較しているわけではありません。</p> <p>なお、他の御指摘を踏まえ、「現代の三重県」を「現在の三重県」に改めます。</p>
23	前文	<p>街路樹が伐採されるのは管理コストや道路空間の安全のためとのことですが、この条例を作ったことで何か変わるのでしょうか。条例を作ったとしてもそれらの事情は何も変わらないのではないのでしょうか。また、街路樹の管理のためにさらにコストをかけるのであれば、道路の白線を引き直すなど街路樹ではなく交通の安全性の向上のためにコストを払ってほしいと思います。三重県は車がないと生活ができないので、安全に運転しやすい道路づくりを重視してほしいです。</p>	<p>本委員会としては、本条例案が成立することで、街路樹等が剪定される際に、街路樹が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう更なる検討がされるものと考えています。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>

24	前文	<p>「管理の効率化、道路空間の安全確保や地域の声への対応として強度に剪定され又は伐採される街路樹が散見される」とありますが、管理の効率化、地域の声は大事な観点であり、何よりも安全確保は最優先であるので、強度に剪定、伐採されることも許容されると思います。それよりも落ち葉ですべったり、通路が狭くなったり、何度も剪定することにより渋滞を招くこと、地域ではすでに周囲に緑が多い環境を考えると、むしろ街路樹はなくてもいいと考えます。</p>	<p>本委員会としては、街路樹の有する良好な景観の形成の機能以外にも、例えば、環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能等の十分な発揮についても想定しているところです。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
25	前文	<p>第5段落中の「花とみどりの活用の推進の意義」は、第7条の表現と平仄を合わせて、「花とみどりの活用の意義」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「花とみどりの活用の推進の意義」を「花とみどりの活用の意義」に改めます。</p>
26	前文	<p>「優しさあふれる健やかなふるさと三重」 三重県民にとってみれば、「三重＝ふるさと」であり、敢えて「三重」に「ふるさと」を重ねなくてもよい。</p>	<p>「ふるさと三重」で一つの表現と考えるため、原案のままさせていただきます。</p>

27	前文	<p>第6段落中の「優しさあふれる」は、名詞と動詞が助詞なしで結合していて条例の表現としてはあまりに口語的過ぎるので、「優しさのあふれる」又は「優しさがあふれる」としてはどうか。</p>	<p>「優しさあふれる」で一つの表現と考えるため、原案のままとさせていただきます。</p>
28	第二条 (定義)	<p>定義の間隙の問題 この条例の「花とみどり」は、(1)観賞の用に供される植物、(2)街路樹等(街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物)、で構成されているが、この定義だと、間隙が生じる可能性があるように思われるが、それでよいのか。 例えば、道路の土地にも、沿道の土地にも属さない公園内部の土地にある植物で、観賞の用に供することを予定していないもの(例えば、防風用の木、鑑賞を目的としない芝生、など)は、定義の射程範囲外だが、この条例における県有施設等での「花とみどり」の活用などは、こうした植物も含めることが前提となっているように見える。施策として考えているもの</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とし、その他必要な文言の整理を行います。</p>

と、定義によって絞り込まれるものがリンクしているのか、今一度よく見直してほしい。

29	第二条 (定義)	<p>街路樹等の定義について「街路樹等」とは、「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物」と定義され、逐条解説によると、「観賞の用に供される」はかかっておらず、「街路樹のような樹木に限定されず、花や草も該当する」という。とすれば、雑草もこの定義の範疇に含まれており、「活用」の対象にならざるを得ないが、雑草は「除草する」（第10条の解説）ことが前提となっている。果たしてこれらの点は互いに整合しているのでしょうか。「草は入るが、雑草は入らない」というのでは、公孫竜の説いた詭弁——「白馬は馬にあらず」——を聞いている気分になってしまう。雑草を除くのであれば、その旨が明確に読み取れるよう、定義の文言を見直すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とし、その他必要な文言の整理を行います。</p>
----	-------------	--	--

30	<p>第二条 (定義)</p>	<p>第2号中の「街路樹等」は、活用の推進の対象としてふさわしい、街路樹及びそれに類似した機能を持つ植物を指す用語とすべきだと考えるが、原案の「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物」という定義では、活用の推進とはなり得ない、例えば沿道に繁茂するセイタカアワダチソウのような植物も含まれてしまうことが懸念されるので、定義の内容を再考されたい。また、「土地にある植物」ということでは、例えば沿道で露天販売されている野菜なども含まれてしまうおそれがあり、あまりに広い表現である一方、逐条解説で示されている「沿道の土地にある壁に飾られた植物」は「鑑賞の用に供される植物」に該当すると考えられるので、「土地にある植物」は「土地に生育する植物」としてもよいのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とし、その他必要な文言の整理を行います。</p>
----	---------------------	--	--

31	第二章 (基本理念)	<p>基本理念を定めている法律や条例の多くは、基本理念を1条で規定しており、章立てにしているものはほとんどないと思われ、また、コンパクトでわかりやすいという観点からも、基本理念は1条に収めてはどうか。</p>	<p>法制執務上、基本理念を章立てにすることに問題はなく、本委員会としては、基本理念一つ一つを別条にすることが、より県民に思いが伝わりやすい構成であると考えますので、原案のままとさせていただきます。</p>
32	第二章 (基本理念)	<p>第3条から第5条までの規定はいずれも「努めなければならない」となっているが、基本理念は法律や条例を貫く規範として「なければならない」などと言い切る立法例がほとんどで、基本理念を努力義務としているものは寡聞にして知らないので、第3条から第5条までの規定の構文を「花とみどりの活用の推進は、(…)なければならない」というような形にしてはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり法律等においては、「しなければならない」とされていることが多いですが、その場合、その語句の多くは、各号に列記されており、その柱書において、「(次に掲げる事項を)基本理念として行わなければならない」等とされ、柱書と各号を合わせて基本理念を示しています。一方で、本条例案においては、御指摘の記述でもって、基本理念を示していることから、原案のとおり「努めなければならない」としているところであり、原案のままとさせていただきます。</p>

33	<p>第三条 (多様な主体の連携協力)</p>	<p>「県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体」となっているが、「県、国、市町、県民及び事業者」自体が「主体」であり日本語として違和感があるので、「の多様な主体」を削るか、「県、国、市町、県民及び事業者という多様な主体」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「県、国、市町、県民及び事業者の多様な主体」を「県、国、市町、県民及び事業者等」の多様な主体」に改めます。</p>
34	<p>第四条 (県民及び事業者の意識の高揚等)</p>	<p>花とみどりを活用するかどうかは、県民、事業者の自由な判断であり、県が意識の高揚を図るといような規定は削除すべきと考えます。</p>	<p>本委員会としては、花とみどりの活用の推進に当たっては、県民及び事業者の意識の高揚を図りつつ、自発的な活動が促進されることが必要と考えるため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考とさせていただきます。</p>

35	<p>第五条 (花とみどりの効用等の有効活用)</p>	<p>「人を癒やす効用」について、前文と同じ疑問があるので、同様の検討をしてほしい。</p>	<p>他の御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めた上で、「人を癒やす効用」については、本委員会での調査を踏まえたものであることを追記します。</p>
36	<p>第五条 (花とみどりの効用等の有効活用)</p>	<p>「等」の内容が不明確なので、条文で書き切るか、逐条解説で例示してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、逐条解説にその例示を記述することとします。</p>
37	<p>第五条 (花とみどりの効用等の有効活用)</p>	<p>逐条解説の解説1で、「人を癒やす効用、良好な景観の形成の機能等を生かして」の例示として「花とみどりが良好な状態で植栽、装飾又は管理されている状態を維持すること」が挙げられているが、花とみどりの効用等を生かすことの例示としてわかりにくいので、社会福祉施設等での園芸福祉の取組など、もっとわかりやすい事例を挙げてはどうか。</p>	<p>基本理念の解説であることに鑑み、抽象的な例又は広く適用できる例を本解説では挙げるものとし、個別具体的な施策については、それぞれの条において記述するものとしたいため、原案のままとさせていただきます。</p>

38	<p>第五条 (花とみどりの効用等の有効活用)</p>	<p>「効用等の有効活用」というのはわかりづらい表現ですが、そもそも人を癒す効果はすべての人に当てはまるのでしょうか。別のものの方が癒される方々もいるのではないのでしょうか。県が花とみどりだけを推奨すべきなのでしょうか。再考すべきと考えます。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「人を癒やす効用」については、前文の解説において本委員会での調査を踏まえたものであることを記述します。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>第六条 (県の責務)</p>	<p>第2項中「前項の規定による施策の策定及び実施」とあるが、「前項の規定による」は前項が行為等の根拠規定となっている場合に使用される表現であるところ、第1項は「施策の策定及び実施」の責務を謳っているだけで、第1項がなくても施策の策定及び実施は可能であり、また、他の法律や条例の同様の規定でこのような表現が使用されている例は確認できないので、「前項の施策の策定及び実施」としてはどうか。また、第3項中の「第一項の規定による施策の策定及び実施」も同様に「第一項の施策の策定及び実施」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2項中「前項の規定による」を「前項の」に改め、第3項中「第一項の規定による」を「第一項の」に改めます。</p>

40	<p>第六条 (県の責務)</p>	<p>第2項中の「県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図る」は、逐条解説では三重の木づかい条例を踏まえたものとしているが、三重の木づかい条例の逐条解説によると、同条例は、同条例と密接な関係を持ち、先行していた三重の森林づくり条例の構成に倣ってそのような表現にしたものと解される。本条例案は三重の木づかい条例とあまり関係するものではなく、「協働に努める」と「緊密な連携を図る」に特段の違いがないというのであれば、第8条で行政主体である市町に対して「協働」を用いていることも踏まえ、当該部分は「国、県民及び事業者との協働に努める」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2項中「県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする」を「国、県民及び事業者との協働に努めるものとする」に改めます。</p>
41	<p>第六条 (県の責務)</p>	<p>「協働に努める」及び「緊密な連携を図る」の間に大きな違いはないと考えられる」との解説があるが、現在作っている条例案なのに推測のような解説であり無責任ではないか。同じ内容であるならば同じ文言を使うべきである。文言が違うならばそれには必ず意味があるはずであり、合理的な説明をする必要がある。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2項中「県民及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする」を「国、県民及び事業者との協働に努めるものとする」に改めます。</p>

42	<p>第六条 (県の責務)</p>	<p>第3項は、「可能な限り、県内の事業者が生産する植物を活用するよう努める」としているが、調達方法について、県が直接県内事業者から優先して調達することを想定しているのか、公共事業の受注者に県内事業者から優先して調達させることを想定しているのかが判然としない。立法者として、いずれの対応を想定しているのかを具体的に示してほしい。なお、前者であるとすれば、県内事業者を優先的に指名する等の対応を図ることになるだろうが、こうした措置については、県外事業者にとって参入制限の効果を伴うことから、職業活動の自由（憲法第22条第1項）との関係でリスクがあることを指摘しておく。現行憲法の下では、いわゆる「法律の留保」（侵害留保説のことではないので、その点に注意されたい。）は認められず、憲法上の権利にフリーハンドで制約を課すことはできないので、権利に制約を課す場合は、合理性が十分認められるものでなければならない。しかし、第3項の文言は極めて抽象的であり、合理性の要件をクリアし得るものであるかと言えるかは微妙である。この点は、地元企業を優先する指名を行うことの合理性を肯定</p>	<p>御指摘の調達の在り方については、いずれも想定しているところではあり、限定の意図はないため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、御指摘のとおり、県内の事業者が生産する植物を活用することが、県外事業者に対する非合理的な参入制限となつてはいけないと考えていますので、条文には、「可能な限り」と規定し、県が調達する場合には、「三重県地域調達型一般競争入札等実施要項」等に基づき取り組まれることを想定していますが、御指摘を踏まえ、逐条解説において、「三重県地域調達型一般競争入札等」の趣旨を踏まえ、本項の趣旨として、「地域産業育成のため」であることを明記することとします。その他の意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	-----------------------	--	--

した最高裁判決（最判平成 18 年 10 月 26 日集民第 221 号 627 頁）に依拠して乗り切るという考え方もあり得るが、同判決も指名の優先という手法を無限定で容認したわけではなく、同判決にのみ依拠するのは危険であろう。以上に述べたようなリスクがあるので、第 3 項は削るべきである。県に、直接県内事業者からの優先調達を行わせたいのであれば、別途、優先調達に関する条例を検討し、その中で実施要件などを定めたほうがよい。

43	<p>第六条 (県の責務)</p>	<p>第3項で「可能な限り、県内の事業者が生産する植物を活用」する努力義務を規定することについて、逐条解説の解説2では単に「望ましい」としているが、県外の事業者を県との取引において不利にならしめる規定であり、公平性の観点からも、なぜ県内の事業者が生産する植物を優先する必要があるのか、どのような立法事実を踏まえたものなのかを逐条解説で明記すべきではないか。また、県内の事業者が流通や販売等に関わっている花とみどりは優先する必要はないのか。(Cf. 花きの振興に関する法律における「花き産業」)</p>	<p>御指摘を踏まえ、逐条解説において、「三重県地域調達型一般競争入札等」の趣旨を踏まえ、本項の趣旨として、「地域産業育成のため」であることを明記することとします。</p>
----	-----------------------	--	--

44	第六条 (県の責務)	<p>第3項中の「県内の事業者が生産する植物」の射程がわかりにくいので、逐条解説でより丁寧に説明すべきではないか。例えば、県内の事業者が県外の園芸施設で栽培する植物は含まれるのか、また、県外の事業者が県内の園芸施設で栽培する植物は含まれないのか、あるいは、県内の事業者が県外で栽培された植物を加工等してドライフラワーなどの形で製品化したものは含まれるのか。</p>	<p>他の御指摘を踏まえ、本項の趣旨が「地域産業育成のため」であることを明記することとしたところであり、その趣旨を考慮の上、実施されることを逐条解説において記述します。</p>
45	第六条 (県の責務)	<p>第3項中の「植物」は、本条例案の対象たる「花とみどり」としてはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第3項中「植物」を「花とみどり」に改めます。</p>
46	第八条 (県と市町との協働)	<p>第1項において、「市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求める」としているが、「県と協働して……求める」という文言の趣旨が曖昧で、その内容を理解しがたい。このような曖昧な文言の使用は避けるべきである。</p> <p>また、「求める」という表現は、読み方によっては、「上下関係がある」という意味で受け止められる可能性があると考えられる。</p>	<p>必要な協働の在り方については、広く解釈すべきものであり、執行の段階で柔軟に検討すべきものと考えますので、条文については、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、本条は、「<u>県は、(…)市町に対し</u>、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする」としており、条文としては、県に対して行動を求めるものとしていますが、御指摘を踏まえ、その趣旨が明確になるよう逐条解説において記載することとします。</p>

		<p>以上のことから、第1項は削るべきであると考えてるが、どうしても必要だというのであれば、内容を大幅に修正すべきである。</p>	
47	<p>第八条 (県と市町との協働)</p>	<p>条例は、統治関係を定めるものである。 しかし、県と市町は国の中の別の組織で、互いに統治関係にない。 よって、市町の位置づけを県条例に定めること自体が違法である。 憲法94条1項「法律の範囲」を逸脱した条例である。 同じ目的を達成するには協定などが正しい。 今後市町は、県に協働を求める条例を一方的に作ってよいのか。</p>	<p>御指摘のとおり、県と市町は、互いに統治関係にはなく、本条例案は、御指摘のような市町の位置づけを定めるものではありません。 本条は、「<u>県は、(…)市町に対し、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする</u>」としており、御指摘のとおり、協定等を通じて、県が、市町に対し、花とみどりの活用の推進についての協働を求めることが適切であると考えていますので、その趣旨が明確になるよう逐条解説において記載することとします。</p>

48	<p>第八条 (県と市町との協働)</p>	<p>そもそも市町に係る規範を県条例に謳うことについて、適法性、妥当性に疑義がある。</p>	<p>本条は、「<u>県は、(…)市町に対し、県と協働して、花とみどりの活用の推進に積極的に努めることを求めるものとする</u>」としており、条文としては、県に対して行動を求めるものであり、市町に対して特別の義務を定めるものではないため、特に問題はないと考えますが、御指摘を踏まえ、その趣旨が明確になるよう逐条解説において記載することとします。</p>
49	<p>第九条 (県有施設等における花とみどりの活用)</p>	<p>第1項について県有施設等における花とみどりの活用を規定するが、「道路又は沿道の土地」を持たない県有施設等の中にはあると思われる。このような施設等で街路樹等をどう活用するのかがよく分からない。この点について、文言の調整が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とし、その他の必要な文言の整理を行います。</p>

50	<p>第九条 （県有施設等における花とみどりの活用）</p>	<p>第1項中で「道路、庁舎その他の施設」を「施設」と略称し、第2項でも用いているが、逐条解説によると、第2項の「県以外の者が設置し、又は管理する施設」は民間の事業者が設置する駅や商業施設も含まれるとされているところ、それを公共施設しか例示されていない「道路、庁舎その他の施設」で表すのは、ミスリーディングであるように思われる。第1項、第2項で「施設」の例示を書き分ける（例えば、第2項は「駅舎、商業施設その他の施設」とするなど）か、「道路、庁舎」は単なる例示なのであるから、第1項であえて略称としての「施設」は置かず、第2項では単に「施設」を用いてはどうか。</p>	<p>御指摘のとおり、誤解を招き得るものではありませんが、原案においても、逐条解説に記載の解釈をすることは困難ではなく、また、第1項の「施設」と第2項の「施設」は同じものを示すところ、その例示を書き分けること（書かないことを含む。）は、法制執務上好ましくないと考えますので、原案のままとさせていただきます。</p>
----	------------------------------------	--	---

51	<p>第九条 (県有施設等における花とみどりの活用)</p>	<p>第2項の「花とみどりが活用されるよう必要な施策」について</p> <p>第2項は、「花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずるよう努める」としており、活用イメージとしては、「定期的な花の植替え、樹木の剪定等の作業」や、「自然公園施設では、人の手が加えられていない自然そのままの植生を保存するとともに、当該自然公園施設を利用していただくための維持管理を行う」ことが想定されているようである。ただ、「必要な施策」として、県から施設の設置・管理者に対して、そうした行動をとるよう要請することを予定しているのか、これらの者に対して「花とみどり」の活用に伴う費用を助成することを予定しているのかが判然としない。立法者として、いずれの対応を予定しているのかを具体的に示してほしい。</p> <p>ただ、予定している施策が前者のものだとすれば、施設の設置・管理者の財産権（憲法第29条第1項）や表現の自由（憲法第21条第1項）との関係でリスクがあることを指摘しておく（施設の設置・管理者が法人の場合、「法人の人権」の問題が絡んでしまうので、代表者がこ</p>	<p>どのように執行していくかについては、立法権（議会）の範疇を超えると考えられることから、具体的に示すことは考えておりません。</p> <p>なお、本規定の実施主体は、県であり、県以外の者に特別の義務を課すことを想定したものではありませんので、御指摘を踏まえ、「施策を講ずる」を「支援を行う」に改めます。</p>
----	------------------------------------	--	---

これらの権利を享有するという前提に立つ)。というのも、どのような植物を配置するか、植物をどのように剪定するか等については、施設の設置・管理者の財産権の行使に関わることであり、施設の設置・管理者の思想や嗜好が反映されるという面において表現の自由と関わることと言えるからである。

現行憲法の下では、いわゆる「法律の留保」は認められず、憲法上の権利にフリーハンドで制約を課すことはできないので、権利に制約を課す場合は、合理性が十分認められるものでなければならないとされている。特に、表現の自由については、「公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限」ととどめられなければならない（最判令和4年2月15日民集第76巻2号190頁）と解されている。第2項の「県以外の者が設置し、又は管理する施設において、その施設の特性に応じ、花とみどり活用されるよう必要な施策を講ずる」という文言からだけでは、「公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限」と言えるかどうか判別困難であり、同項を根拠に介入行為を行った結果、権利侵害を理由に違憲性が争われた

際、厳しい対応を迫られると思われる（介入行為が行政指導にとどまるとしても、法的拘束力がないことは違憲性の主張を排除できる理由には必ずしもならない。なお、努力義務規定が憲法上の権利に対する制約となり得ると指摘するものとして、御幸聖樹「憲法事例分析の技法——子どもに対するコンピュータゲーム規制」『法学教室（No.506）』73頁）。

以上のことを踏まえると、第2項は削るべきである。

また、第2項の施設には、市町等の地方公共団体のものを含むことを前提としているが、市町等の地方公共団体が設置・管理する施設の管理に介入することを認めるのであれば、自治権の侵害となるおそれもある。第2項の再検討の際には、これらの点を考慮してほしい。

52	<p>第九条 （県有施設等における花とみどりの活用）</p>	<p>第2項は、県民及び事業者が設置する施設で花とみどりが活用されるよう必要な施策を講ずることも含まれているとのことであるが、県民及び事業者には財産権があり、その設置・管理する施設で花とみどりを活用してもらうために行政が介入することには慎重さも求められると考えられる。「必要な施策」がどのようなものなのかについて、条文上より明確に書き込むか、せめて逐条解説において想定される「必要な施策」の具体例を示してはどうか。</p>	<p>本規定の実施主体は、県であり、県以外の者に特別の義務を課すことを想定したものではありませんので、御指摘を踏まえ、「施策を講ずる」を「支援を行う」に改めます。</p>
----	------------------------------------	---	---

53	<p>第九条 （県有施設等における花とみどりの活用）</p>	<p>指定管理者の扱い 第2項の「県以外の者が設置し、又は管理する施設」には、「県が設置し、指定管理者が管理する施設」を含むとされているが、「花とみどり」の活用が維持管理コストのかかるものであることに鑑みると、民間事業者と同列にしてよいのか疑問を感じる。</p> <p>確かに、指定管理者が管理する施設（いわゆる公設民営の施設）については、民間事業者と扱うことがよくあり、そのような扱いとすることも、立法政策としてはあり得る。しかし、県が設置する施設において定期的な花の植替え、樹木の剪定等の作業をするための費用は、通常、設置者たる県が負担すべき筋合いのものであり、指定管理者への委託料においてその点が考慮されるべきであろう。そうであるならば、指定管理者による「花とみどり」の活用を県がバックアップをするというのは回りくどく、指定管理者が管理する施設は、第1項に含ませて処理したほうがよい。</p>	<p>指定管理制度の趣旨を踏まえ、当該施設の管理は、あくまで指定管理者であるため、原案のままとさせていただきます。</p>
----	------------------------------------	---	---

54	<p>第九条 (県有施設等における花とみどりの活用)</p>	<p>逐条解説の解説1において、「東海自然歩道、大杉谷登山歩道等の自然公園施設では、人の手が加えられていない自然そのままの植生を保存する」とあるが、「自然公園施設における自然のままの植生」は、鑑賞の用に供されている植物でもなく、道路又は沿道の土地にある植物でもない(自然公園施設の遊歩道は「道路又は沿道」には当たらないのではないか)ので、第2条第1号の「花とみどり」の定義に当てはまらなると考えられるが、記載内容を見直す必要があるのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めることとします。</p>
55	<p>第九条 (県有施設等における花とみどりの活用)</p>	<p>すでに県有施設等においては、花やみどりは十分にあると思いますので、削除すべきと考えます。</p>	<p>本委員会としては、県有施設等における花とみどりの活用は不十分であると考えますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考とさせていただきます。</p>

56	<p>第十条 (街路樹 等の機能 の発揮)</p>	<p>街路樹は沿道の店などから進入する際に見通しを妨げるものが多く不要だと思います。そもそも税金を使って街路樹を整備する必要はないと思います(ガードレールやフェンスで十分です)。</p>	<p>本委員会としては、街路樹の有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずることなどは重要なものであると考えていますので原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	---------------------------------------	---	---

57	<p>第十条 (街路樹等の機能の発揮)</p>	<p>第2項の妥当性について 第2項において、「県以外の者が管理する街路樹等が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずる」としている。この施策としては、「例えば、街路樹の剪定又は伐採において、その街路樹がある土地の特性に応じて、街路樹が有する良好な景観の形成の機能その他の機能が発揮されるよう方針を立てること等」が想定されるほか、「良好な景観を確保するための剪定の実施や交通安全や災害防止の観点から樹木の再生、植替え、樹種の変更、間引き、撤去等の実施」などが想定されるという。ただ、「必要な施策」として、県以外の者に対して、そうした行動をとるよう要請することを予定しているのか、これらの者に対して剪定等に伴う費用を助成することを予定しているのかが判然としない。立法者として、いずれの対応を想定しているのかを具体的に示してほしい。</p> <p>ただ、予定している施策が前者のものだとすれば、財産権（憲法第29条第1項）、表現の自由（憲法第21条第1項）、プライバシーの権利（憲法第13条）との関係で相当にリスク</p>	<p>御指摘の対応については、執行の段階で、執行部において検討されるものであり、これ以上の記述を立法機関（議会）で行うことは困難なため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、後段の御指摘の懸念を踏まえ、本条第2項中「施策を講ずる」を「支援を行う」に改めます。</p>
----	-----------------------------	---	---

があることを指摘しておく（厳密には、思想・良心の自由〔憲法第 19 条〕との関係も指摘し得るが、この点は省略する）。どのような植物を配置するか、植物をどのように剪定するか等については、所有者・占有者の財産権の行使に関わることであるし、同人の思想や嗜好が反映されるという面において表現の自由やプライバシーの権利に関わることだからである。

現行法上、道路法のように、沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務（同法第 44 条）を定め、道路管理者に土地、竹木又は工作物の管理者に対する措置命令の権限を認める立法もあり、植物の管理への介入権限を認める規定を設けることも、許される余地はある。ただ、現行憲法の下では、いわゆる「法律の留保」は認められず、憲法上の権利にフリーハンドで制約を課すことはできないので、権利に制約を課す場合は、合理性が十分認められるものでなければならない。特に、表現の自由の制約に対しては合憲性審査に厳格さが求められ、その制約は、「公共の福祉による合理的で必要やむを得ない限度」（最判令和 4 年 2 月 15 日民集第 76 卷 2 号 190 頁）のものでなければならない。

そのため、道路法のような規定を設ける場合、合理性要件をクリアし得るよう、明確であり、かつ、行政の恣意が働きにくい文言にすることが求められるところである。しかしながら、第2項は、「良好な景観の形成の機能」という客観的に判定しにくい概念を用いており、そうした曖昧な要件に基づいて植物の管理への介入を認めるとした場合、それが「合理的で必要やむを得ない限度」にとどまると認めもらえるかは、かなり微妙である。「表現行為をしている樹木の撤去を強要された」として、所有者・占有者から同項の違憲性が首張されたとき、厳しい対応を迫られると思われる。

また、「県以外の者が管理する街路樹等」については、意味内容の限定がないので、市町等の地方公共団体が設置・管理する施設のものも含まれると解さざるを得ない（この点で、第9条第2項との重複という問題も生じる。）が、市町等の地方公共団体が設置・管理する施設にある街路樹等の管理に県が介入することを認めると、自治権の侵害となるおそれもある。

他方で、第2項が、県以外の者に対して剪定等に伴う費用を助成することを予定している

とした場合も、費用の助成対象者が極めて広範囲に及んでしまい、財政上の措置が追いつかないのではないかという懸念がある。

以上のように考えると、第2項は、憲法上の権利との関係をどう捉えるかなどの課題が多く、同項は削るべきである（良好な景観の形成の観点については、県民・事業者への広報啓発で対応すべきである）。

58	<p>第十条 (街路樹等の機能の発揮)</p>	<p>第2項中の「県以外の者が管理する街路樹等」の具体的内容が不明確なので、条文上でより丁寧に記述するか、せめて逐条解説で想定しているものを示してはどうか。例えば、国が管理する街路樹等は含まれるのか(その場合、どのような施策が想定されるのか)、民間の主体が管理する街路樹等も想定されるのか、県が民間事業者に街路樹等の管理を委託している場合は含まれるのかについてどう考えているのか。</p>	<p>「国」、「民間の主体」が管理権者である場合については、「県以外の者」が管理するものであることが明らかであり、かつ、「管理の受託者」については管理権者ではなく、本条の主体になり得ないことが明らかであるため、あえて逐条解説に記述することはせず、原案のままとさせていただきます。</p>
59	<p>第十条 (街路樹等の機能の発揮)</p>	<p>第10条の逐条解説の解説3で「必要な施策」の想定例が示されているが、それらはいずれも県の管理する街路樹等に関する施策であるように思われる。第2項の県以外の者が管理する街路樹等について県が行い得る「必要な施策」についても具体的な想定例を示すべきではないか。</p>	<p>他の御指摘を踏まえ、「必要な施策を講ずる」を「必要な支援を行う」に改めるところですが、御指摘を踏まえ、逐条解説において、「必要な支援」の想定を記述することとします。</p>

60	<p>第十条 (街路樹等の機能の発揮)</p>	<p>道路は安全な通行に資するように整備されることが最優先課題であり、落ち葉で滑ったり、枝葉が通行の妨げになって危険なことや、剪定作業により渋滞が長引きイライラがつのことを考えると、街路樹は不要と考えます。(少なくとも現状維持で十分です。)三重県のように周囲に緑の多い地域においては特に。</p> <p>また、お金の面でも、何度も勢定するとなると維持費の増加が考えられますが、それよりも道路の修繕や薄くなった白線の引き直しなどに税を使うべきです。本規定は削除すべきと考えます。</p>	<p>本委員会としては、街路樹の有する良好な景観の形成の機能その他の機能が十分に発揮されるよう必要な施策を講ずることなどは重要なものと考えていますので原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
61	<p>第十条 (街路樹等の機能の発揮)</p>	<p>「県以外の者が管理する街路樹等」について「県以外の者が管理する街路樹等」という文言について、所有・占有関係をどう考慮しているのか不明である。道路法の「土地、竹木又は工作物……の管理者」などの文言を参照しているのかもしれないが、「管理」で捉えようとする、所有者からの委託を受けて剪定等をしているだけの者も含むようにも見え、疑義を生まないかが懸念される。</p> <p>私見としては、第2項は削るべきだと考えているが、どうしても残すのであれば、「管理」</p>	<p>本条だけで読むと、御指摘の解釈もあり得ますが、第9条との関係を踏まえると、本条の「管理」からは、御指摘の解釈（管理権者（県）からの委託を受けて剪定等をしているだけの者を「管理する者」とすること）は困難であると考えますので、原案のままさせていただきます。</p> <p>なお、「所有又は占有」に改めることについては、公物を含む解釈が困難になるおそれがあるため原案のままさせていただきます。</p>

		<p>については、「所有又は占有」にしたほうがよい。</p>	
62	<p>第十一条 (社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)</p>	<p>「人を癒やす効用」について、前文と同じ疑問があるので、同様の検討をしてほしい。</p> <p>社会福祉施設等における花とみどりの活用を規定するが、「道路又は沿道の土地」を持たない社会福祉施設等も中にはあると思われる。このような施設等で街路樹等をどう活用するのがよく分からない。この点について、文言の調整が必要ではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「人を癒やす効用」について、本委員会での調査を踏まえた解説を逐条解説に加筆することとします。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とし、その他の必要な文言の整理を行います。</p>

63	<p>第十一条 (社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)</p>	<p>「その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設」として何を想定しているのか、逐条解説で示してはどうか。</p>	<p>「その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設における花とみどりの活用」の解説において、「医療施設」における活用を例示しており、それをもって「その他花とみどりの人を癒やす効用が十分に発揮できる施設」の例示ができていることから原案のままとさせていただきます。</p>
64	<p>第十一条 (社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)</p>	<p>逐条解説の解説2で「(……)施設における花とみどりの活用」の想定例が示されているが、いわゆる「園芸福祉」は、社会福祉施設等で花とみどりが植えられたり飾られたりして、それを入所者等が見るというだけでなく、入所者等が植物を育てることで福祉の増進を目指すという要素も大きいと考えられるので、そのような観点も踏まえた想定例も示してはどうか。</p>	<p>本条の趣旨において、御指摘の記載をしていることから、原案のままとさせていただきます。</p>

65	<p>第十一条 (社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進)</p>	<p>市民や社会福祉施設等の事業者、教育、保育等の現場に推奨するということですが、すでに花やみどりは学校や社会福祉施設等でも取り入れられており、各社会福祉施設や医療機関等においては、何が人を癒す効果があるのか、それぞれの施設等が専門的な知見も踏まえて、運営を行っているはずであり、県が花とみどりだけを推奨するのはどうでしょうか、それぞれの施設に任せるべきで県が推奨するのはおかしいと思います。削除すべきと考えます。</p>	<p>本委員会としては、社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進は必要なものと考えていますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
66	<p>第十二条 (花とみどりの文化の振興)</p>	<p>第12条では、「花とみどりに関する伝統の継承」が規定されているが、「<u>街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物</u>に関する伝統の継承」というものが具体的にどのようなものであるのかがはっきりしないし、逐条解説を読んでも、その点が分からない。この点について具体例などを明らかにするか、文言を再調整すべきである。</p>	<p>他の御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」とするところですが、その上で、「街路樹等に関する伝統（の継承）」の具体例を示すこととします。</p>

67	第十二条 (花とみどりの文化の振興)	「花とみどりの新たな文化の創出等」の「等」として何を想定しているのか、逐条解説で示してはどうか。	御指摘を踏まえ、逐条解説において、「等」の想定を記述することとします。
68	第十二条 (花とみどりの文化の振興)	「花とみどりに関する知識等」の「等」として何を想定しているのか、逐条解説で示してはどうか。	例えば、文化等が挙げられますが、逐条解説が細くなるため、原案のままとさせていただきます。
69	第十二条 (花とみどりの文化の振興)	「その他必要な施策」として何を想定しているのか、逐条解説で示してはどうか。	本委員会として現に想定しているものは、全て列記したところですが、執行の段階において、新たに立案される施策を否定するものではないため、原案のとおりとしており、原案のままとさせていただきます。
70	第十二条 (花とみどりの文化の振興)	ほかにも様々な分野の文化がある中で、県が生花などに特化して文化の振興を規定するのは、違和感があります。削除すべきと考えます。	本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策

			<p>を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p>
--	--	--	-------------------------------------

なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。

71	<p>第十三条 (花とみどりの教育等の推進)</p>	<p>「子ども」について 第13条では、「子ども」を使っているが、同様の規定である花きの振興に関する法律第16条第2項の文言（児童、生徒等）と異なる文言を使う理由が明らかでない（この点は、本来、逐条解説で説明すべきではないだろうか）。「子ども」を使うことで、同法よりも対象範囲を拡張しようとしているのか、単に言い換えたいだけなのか、立法者の意図が理解できないし、同じような施策を規定する条文で、異なる文言を使うのは、かえって混乱をもたらすのではないか。</p> <p>また、花きの振興に関する法律第16条第2項の場合、「児童、生徒等」としているので、例えば、高校に在籍する成年者（定時制などでは、このような者も珍しくないだろう。）も含むという解釈が無理なく導かれるが、この条例のように、「子ども」という文言を使った場合、そのような解釈は極めて困難となる（「子ども」という用語に成年者を含むと解釈するのは、語義に反すると解さざるを得ない）。そうすると、この条例による施策の対象範囲のほうが花き</p>	<p>御指摘の「児童、生徒等」については、一般に学校教育を対象とした場合に用いられる用語であるところ、本条では、学校教育に限らず、地域の中で行われる教育及び家庭内で行われる教育も対象としているため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、逐条解説において、その趣旨を記述することとします。</p>
----	--------------------------------	--	---

の振興に関する法律のそれよりも狭いことになるが、それでよいのだろうか。

「子ども」を使うことは、実質的にも不都合があるので、第13条に関しては、花きの振興に関する法律と同じく、「児童、生徒等」を使うべきである（児童福祉法など、幼児を「児童」に含む用法は珍しくないなので、こうすることでの弊害はないと考える）。

72	<p>第十三条 （花とみどりの教育等の推進）</p>	<p>「子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育」定義を当てはめると、「子どもに対する<u>観賞の用に供される植物及び街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物</u>を活用した教育及び保育」となるが、「街路樹その他の道路又は沿道の土地にある植物を活用した教育及び保育」というものが具体的にどのようなものであるのかがはっきりしないし、逐条解説を読んでも、その点が分からない。この点について具体例などを明らかにするか、文言を再調整すべきである。また、「教育及び保育」について、同様の規定である花きの振興に関する法律第16条第2項の文言にない「保育」を加えた理由が明らかでない（この点は、本来、逐条解説で説明すべきではないだろうか）。教育というと、学校教育法上の教育をイメージするので、「保育」も加えたのであろうか。しかし、逐条解説によると、本条の「教育」は、「学校教育に限定されず、地域の中で行われる教育及び家庭内で行われる教育も含まれる」ものであり、そうであるなら、本条の「教育」には、保育所などでの保育時に行う「花育」なども当然含まれるのではないか（なお、花きの振興に関</p>	<p>御指摘を踏まえ、「街路樹等」の定義を「街路樹その他の良好な景観の形成に資する植物」に改めます。</p> <p>なお、「保育」については、御指摘の解釈もあり得ますが、本委員会では、保育について花とみどりの活用を求めることを強調するため、原案のままとさせていただきます。</p>
----	--------------------------------	---	--

する法律に基づく国の基本方針では、第 16 条第 2 項の教育に関して、「花育」を例示している)。とすると、「保育」を付加するのは、かえって混乱の元であるように思われる。

「教育及び保育」については、単に「教育」としておけば足りる。

73	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	本条文は「子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育」を対象としているが、花とみどりを活用した教育には子どもだけではなく大人を対象とした生涯教育もあり、それも重要ではないかと考えるので、「子どもに対する」は削ってはどうか。	本条においては、子どもに対する教育について特に規定するものであり、また、大人を対象とした教育については、第12条（花とみどりの文化の振興）の「花とみどりに関する知識等の普及」及び第15条（人材育成等）の「花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成」において既に規定しているため、原案のままとさせていただきます。
74	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	「子ども」とは具体的にどのような範囲の者を指すのか不明確なので、その範囲を逐条解説で示してはどうか。	御指摘を踏まえ、逐条解説に本委員会としての考えを記述します。
75	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	「地域の住民等と連携協力するなど」の「など」として何を想定しているのか、逐条解説で示してはどうか。	「効果的に実施される」手法としては、情報の提供等様々なものが想定される場所であり、例示として「地域住民等と連携協力する」を条文中に挙げているのであって、これ以上の例示を挙げる必要性はないと考えるため、原案のままとさせていただきます。

76	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	逐条解説の解説2・3は、それぞれ「地域の住民等と連携協力する」、「効果的に実施されるよう」の解説にはなっておらず、「必要な施策」の解説であると思われるので、記載内容を修正してはどうか。	御指摘を踏まえ、解説2及び解説3を統合して、「必要な施策」の解説とすることとします。
77	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	これ以上学校や保育の現場に負担をかけないであげてください。	本条は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育を実施しようとする者に対する支援を求める規定であり、教育機関等に新たな負担を求めるものではありませんので、原案のままとさせていただきます。
78	第十三条 (花とみどりの教育等の推進)	すでに学校や保育園では花やみどりは十分に活用されています。学校現場や保育の現場は多忙な中で、県が、さらに地域の人たちとの花植えなどの取組を促すことは混乱をもたらすと思います。現状の取組で十分であり、また、学校や保育所の自主的な考えにゆだねるべきであり、本規定は削除すべきと考えます。	本条は、子どもに対する花とみどりを活用した教育及び保育を実施しようとする者に対する支援を求める規定であり、教育機関等に新たな負担を求めるものではありませんので、原案のままとさせていただきます。

79	第十四条 (花とみどりの名所づくりの推進)	<p>第1項は、「県は、花とみどりの名所づくりに努める」と規定しているが、施策の内容が簡素すぎて、この条文で何を実施するのか理解しがたい。なるほど、逐条解説には、「既にある名所を発信するため、名所百選の公開、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等において、県民等から名所を写真等で募る場を整備すること」や「新たな名所をつくるため、新たに名所となり得る花とみどりを活用した場を整備すること」が想定されるとある。しかし、「名所づくり」なる用語だけから、これだけの内容を読み取ることは不可能である。「逐条解説を読めば分かる」と言えば、それまでであるが、逐条解説に過剰に頼りすぎた条文構成になっており、立法技術的に適切さを欠いている。逐条解説に書かれたような内容をもう少し条文上に具体化すべきである。なお、「名所づくり」として、「新たな名所をつくるため、新たに名所となり得る花とみどりを活用した場を整備すること」を挙げているが、具体的にどのようなことをすればよいのか理解できないし、そもそも「ウケ狙い」での名所づくりをさせると、「派手な色の花ばかりを植える」、「桜ば</p>	<p>御指摘を踏まえ、第1項中「花とみどりの名所づくり」を「名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり（次項において「花とみどりの名所づくり」という。）」に改めます。</p> <p>なお、花とみどりの名所づくりの推進については、本委員会としては必要なものと考えため、本規定は、上記改正をした上で置くものとさせていただきます。</p> <p>その他のいただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	--------------------------	---	--

かりを植える」などといった偏った対応を招きかねない。そのような発想は、基本的な哲学として間違っているのではないだろうか。

「名所づくり」については、目指す施策も含めて再検討すべきである。

80	第十四条 (花とみどりの名所づくりの推進)	<p>「花とみどりの名所づくり」について、逐条解説ではある程度説明はされているものの、本条文のキーワードであるのに、条文だけではその具体的内容が必ずしも明らかではないので、条文上どのような内容かがわかるように定義等を記述してはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第1項中「花とみどりの名所づくり」を「名所に関する情報の提供、新たに名所となる花とみどりを活用した場の整備その他の花とみどりの名所づくり（次項において「花とみどりの名所づくり」という。）」に改めます。</p>
81	第十四条 (花とみどりの名所づくりの推進)	<p>例えば、鈴鹿フラワーパークは鈴鹿市が管理しており、これは花の名所と言えるものと考えられる。市町が行う名所づくりについて言及がされていないのはおかしいのではないか。</p>	<p>本委員会としては、本条例案を立案するに当たり、支援対象をまずは民間から始めることを考え、原案のとおりとしたため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、本条は、逐条解説にも記載のとおり、国や市町に対して県が支援することを否定するものではありません。</p>

82	第十五条 (人材育成等)	<p>第1項について第1項は、「花とみどりの活用の推進に寄与する人材の育成及び確保」を規定するが、射程範囲に含まれる人材の幅が極めて広すぎて、手に負えないのではないか。「花とみどりの活用」には、まちづくりなども含まれてくると思われ、それを担う人材だけでも幅広いのに、「寄与する(役に立つ)」という語があることで、更にその幅を広げているからである。幅が広すぎると、「広く薄く」になってしまうので、当面は、教育活動を行う者など、条例の施策を推進するに当たり、重要な役割を果たす人材に絞り、見直しの際に、幅を広げることを検討したほうがよい。</p>	<p>御指摘のとおりではありますが、どのような人材を育成し確保することが、花とみどりの活用の推進に寄与するかについては、執行の段階において、そのときの花とみどりの活用の状況を踏まえ、執行部において柔軟に検討いただきたいため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	-----------------	---	---

83	第十五条 (人材育成等)	<p>第2項について</p> <p>第2項は、「花とみどりの活用の推進に寄与する産業の支援」を規定するが、「花とみどりの活用の推進に寄与する産業」に当たらないものを考えるのが難しく、支援対象が事実上無限に近いように思われる。幅が広すぎると、「広く薄く」になってしまうので、当面は、花き事業者などに絞り、見直しの際に、幅を広げることを検討したほうがよい。</p>	<p>御指摘のとおりではありますが、どのような産業を支援することが、花とみどりの活用の推進に寄与するかについては、執行の段階において、そのときの花とみどりの活用の状況を踏まえ、執行部において柔軟に検討いただきたいため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
84	第十五条 (人材育成等)	<p>第2項中の「花とみどりの活用の推進に寄与する産業」について、逐条解説ではある程度説明はされているものの、条文だけではどのような産業を指しているのか必ずしも明らかではないので、例えば、花きの振興に関する法律における「花き産業」を例示するなど、条文上よりわかりやすく記述してはどうか。</p>	<p>御指摘のとおりではありますが、どのような産業を支援することが、花とみどりの活用の推進に寄与するかについては、執行の段階において、そのときの花とみどりの活用の状況を踏まえ、執行部において柔軟に検討いただきたいため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
85	第十六条 (情報収集等)	<p>逐条解説の趣旨によると、「情報の収集、提供」と「調査研究の推進」は並列の関係にあるとのことだが、それならば「情報の収集、提供」は「情報の収集及び提供」とすべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、「情報の収集、提供」を「情報の収集及び提供」に改めます。</p>

86	第十七条 (県民等の理解の増進等)	花とみどりを活用するかどうかは、県民、事業者の自由な判断であり、県が働きかけたり、気運の醸成を図ることはやるべきではなく、本規定は削除すべきと考えます。押し付けるものではありませんとの反論が予想されますが、逆にそうしないのであれば意味はなく、個人の自由に任せるべきと考えます。	<p>本条は、県民及び事業者に花とみどりの活用を強制するものではなく、あくまで、第4条に基本理念として規定しているとおり、自発的な活動を促進するものです。</p> <p>本委員会としては、花とみどりの活用の推進に当たっては、県民等の理解の増進等が必要であると考えますので、原案のままとさせていただきます。</p>
87	第十九条 (基本計画)	第19条にだけ、()の表題(って言うのかな?)がないのですが、なぜでしょうか。	御指摘の()については、「見出し」といい、章が一条からなる場合には、条に係る見出しは省略することができるかとされています。三重県条例においては、そのような場合には、条に係る見出しは省略することが慣例となっているため、第19条に係る見出しについては、省略しています(「第5章 基本計画」は、第19条の一条からなっています)。

88	第十九条 (基本計画)	<p>19条の4項目に基本計画について議会の議決を経なければならないとありますが、県で作る計画ってすべて議決が必要なのでしたっけ？あまりこの手の計画で議決された覚えがなくて。</p>	<p>県が策定する計画において、議会の議決が必要であるか否かについては、当該計画の策定根拠となる条例に議会の議決を求める規定があるか否か又は三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例において掲げる議会の議決すべき事件に該当するか否かで決まります。</p> <p>なお、前者に該当する計画の例としては、「三重の森林づくり基本計画（三重の森林づくり条例）」、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（みえ歯と口腔の健康づくり条例）」などがあり、後者に該当する計画の例としては、「強じんな美し国ビジョンみえ」などがあります。</p>
89	第十九条 (基本計画)	<p>計画の必要性について近時、基本法や推進法で計画の策定を義務付けるものが激増しており、計画の乱立とそれに伴う地方公共団体の事務負担の増加が問題視されるようになっている。国レベルではあるが、このような状況があるので、この条例の策定に当たっても、計画の策定を義務付ける必要があるかについてよく検討してほしい（どうしても必要だという整理がなされるのであれば、計画の策定の義務付けに反対するものではないが）。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、基本計画が必要と判断したため、原案のままとさせていただきます。</p>

90	第十九条 (基本計画)	<p>手続の重さについて</p> <p>花とみどりの活用の推進についての基本的な計画（基本計画）については、(1)花とみどりの三重づくり推進会議の意見を聴く、(2)市町長の意見を聴く、(3)議会の議決を経る、というプロセスで策定するものとしている。他にこの3つの手続を義務付けている計画としては、環境基本計画しか見当たらず、手続として重厚すぎるのではないか。</p> <p>市町や事業者との連携協力の下、専門的視点を踏まえて検討することや、議会と知事が一体となって検討することの重要性をその根拠としていることは理解する。しかし、手続が重厚になれば、策定手続にかかるエネルギーが膨大になるし、変更にも同様に膨大なエネルギーを要することになる。これでは、基本計画を社会経済情勢の変化に対応させることが困難になり、かえって計画の柔軟な運用を阻害するおそれがないだろうか。</p> <p>計画の策定手続を重厚にすることには、こうしたデメリットもあるので、策定プロセスについては、今一度よく検討してほしい（議会によるコントロールについては、年次報告の精査・</p>	<p>本委員会としては、「基本計画」の策定について、実効性と柔軟性を天秤にかけた上で、原案のとおり整理をしていますので、原案のままとさせていただきます。</p>
----	----------------	---	--

申入れという形でも一定程度達成し得るので、
まずはそうした対応で様子を見てもよいので
はないか)。

91	第十九条 (基本計画)	<p>第4項において、基本計画を議会の議決対象としているが、議会の議決対象となっている既存の計画は各政策分野のベースとなるような大括りのものが多く、個別具体的な分野の計画、例えば三重の木づかい条例に基づく木材利用方針、伊勢茶振興計画、真珠振興計画などは議会の議決対象とはなっていないこととのバランスや、議会の議決対象とすると機動的な策定・変更が行いにくくなるといったことを踏まえ、議会の議決対象とはしなくてもよいのではないか。</p>	<p>県が策定する計画において、議会の議決が必要であるか否かについては、当該計画の策定根拠となる条例に議会の議決を求める規定があるか否か又は三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例において掲げる議会の議決すべき事件に該当するか否かで決まります。なお、前者に該当する計画の例としては、「三重の森林づくり基本計画（三重の森林づくり条例）」、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（みえ歯と口腔の健康づくり条例）」などがあり、後者に該当する計画の例としては、「強じんな美し国ビジョンみえ」などがあります。</p> <p>また、本委員会としては、「基本計画」については、議会の議決が必要であると考えますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	----------------	---	---

92	第十九条 (基本計画)	<p>花きの振興に関する法律の「振興計画」とのバランスについて</p> <p>この条例で規定する施策——例えば、「社会福祉施設等における花とみどりの活用の促進」、「花とみどりの文化の振興」や「花とみどりの教育等の推進」は、花きの振興に関する法律にも同様の規定があり、花きに関する限りにおいて、同法の施策とこの条例の施策は重なり合うことになる。</p> <p>同法第4条第1項において、都道府県に振興計画の策定する努力義務を課しているが、この振興計画の策定に当たり、諮問機関の意見聴取や議会の議決などは義務付けられていない。</p> <p>仮に、振興計画と基本計画の両方を策定することになり、上記の法律と条例で共通する施策を計画に盛り込む場合、どうなるだろうか。振興計画に盛り込んだ部分は、諮問機関や市町からの意見聴取と議会の議決を経なくてもよく、基本計画に盛り込んだ部分は、そのいずれも経なければならないことになるが、同様の内容でありながら、そのような差異が生じることは、手続上、著しくバランスを失してしまわないだろうか(多少のバランスを保つ方策として、三</p>	<p>御指摘の花きの振興に関する法律に基づく「振興計画」と本条例案に基づく「基本計画」については、内容が重複する箇所もありますが、本委員会としては、執行部に「振興計画」の現状を確認した上で、別のものとして整理することが望ましいと考えているため、原案のとおりとしています。</p> <p>また、計画の策定手続については、それぞれの計画の性質によってそれぞれで定められるものと考えており、「基本計画」については、市町や事業者との連携協力の下、専門的視点を踏まえて、県(議会及び知事)として検討することが必要であると考えため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
----	----------------	--	---

重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例第 2 条第 2 号の「県行政における基本的な政策目的を達成するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画」に当たると解し、議会の議決を求めることが考えられるが、保障の限りではない。「法律と条例の違いだ」と説明すればそれまでであるが、県民には、同じ内容で策定プロセスに歴然たる違いが生じるなどということは理解しがたいだろう。

専門的視点を踏まえた検討等の重要性は理解するが、そのために、法律と条例の間で、手続上のアンバランスが生じるおそれが生じることは、法制度設計として適切さを欠くと思われる。基本計画の策定プロセスについては、かかる観点からも再検討してほしい。

93	第十九条 (基本計画)	<p>第2項第3号は「前章に規定する基本的施策その他の施策のうち、花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの」とされているが、単に「前章に規定する基本的施策」でよいのではないか。「その他の施策」とは何を想定しているのか。また、「花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの」ではない「前章に規定する基本的施策」とは何なのか。</p>	<p>「基本的施策」はあくまで基本的な施策を列記したものであり、執行の段階において、新たに施策が立案された場合に、御指摘のように「その他の施策」を削除してしまうと、当該施策について基本計画に記述することが困難となってしまうため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、このことについては、第2項第4号において、読むことができないわけではないが、あえて同号で読まず必要は感じないため、原案のままとさせていただきます。</p> <p>また、「花とみどりの活用の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべきもの」ではない「前章に規定する基本的施策」としては、その成果が県以外の主体によるところが大きいもの等が挙げられますが、そのことを例示することは、今後の計画策定作業の支障になると考えられるため、控えさせていただきます。</p>
94	第十九条 (基本計画)	<p>第2項第4号は「その他花とみどりの活用の推進に関し必要な事項」とされているが、同じ構造の第20条第2項第3号は「前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項」となっており、整合がとれていないので、いずれかの表現に統一すべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2項第4号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改めます。</p>

95	第十九条 (基本計画)	逐条解説の第 19 条において、「花植えに係るボランティア団体等の登録数」が目標の例示で挙げられているが、ボランティアは自発的な活動であり、県の政策の目標としてなじまないのではないか。	登録を強制するものではありませんが、県民等の意識の高揚等の達成を図る指標として想定されるものですので、原案のままとさせていただきます。
96	第十九条 (基本計画)	定量的な目標を定めて、議決を経るとのことだが、推進派の意向を受けて高い目標設定がなされた場合、知事の優先度が高い政策への予算配分が制約を受けることにならないのか。	予算案については、もとより議会の議決を要するものですので、本条例案に規定する基本計画が議決を要することでもって予算案に与える影響は少ないと考えます。 なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。
97	第二十条 (設置及び所掌事務)	第 2 項第 3 号は「前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項」とされているが、同じ構造の第 20 条第 2 項第 3 号は「その他花とみどりの活用の推進に関し必要な事項」となっており、整合がとれていないので、いずれかの表現に統一すべきではないか。	御指摘を踏まえ、第 19 条第 2 項第 4 号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改めます。
98	第二十一条 (組織等)	第 1 項で推進会議の委員定数を「二十人以上」としているが、逐条解説の委員の候補例を足しわせても 10 人に満たず、また、委員が 20 人もいると、実質的な議論がしにくく、意見集	本委員会としては、推進会議では、多様な意見を踏まえて御議論いただきたいことから、他の附属機関の例も参考に委員の数を 20 人以上としたところであるため、原案のままとさせていただきます。

		約も難しいと思われるので、「二十人以内」を「十人以内」としてはどうか。	なお、「20人」については、あくまでも上限であり、執行の段階で、状況に応じて、委員の数を20人未満にすることを妨げるものではありません。
99	第二十二 条（体制 の整備 等）	このような活動は税金を使わずに民間企業やボランティア活動に任せるべきであり、子育て支援などに税金を使ってください。	本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。 なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。
100	第二十二 条（体制 の整備 等）	「専門的な知識及び技術」は、どのような専門的な知識及び技術なのか不明確なので、「花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術」としてはどうか。	御指摘を踏まえ、「専門的な知識及び技術」を「花とみどりの活用の推進に関する専門的な知識及び技術」に改めます。

101	第二十三条（三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日）	<p>第23条では、「三重県花とみどりの日」と「三重県街路樹の日」を設けるとしているが、「花とみどり」は「観賞の用に供される植物及び街路樹等」のことであるから、「三重県花とみどりの日」に街路樹の日の趣旨が含まれているはずである。それにもかかわらず、街路樹の部分を取り出し、「三重県街路樹の日」を更に定める必要があるのか疑問である。</p> <p>「三重県花とみどりの日」を定めれば足りるのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり、「三重県花とみどりの日」には、「街路樹」の活用の推進も含まれますが、本委員会では、「街路樹」について、特に県民及び事業者の気運の醸成を図る必要があると考えたことから、「三重県花とみどりの日」とは別に、「三重県街路樹の日」を設けるものとしているため、原案のままとさせていただきます。</p>
102	第二十三条（三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日）	<p>法令における読点の付け方のルールに即し、第2項中の「三重県花とみどりの日は、」と「三重県街路樹の日は、」の「、」をそれぞれ削ってはどうか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2項中「三重県花とみどりの日は、」を「三重県花とみどりの日は」に、「三重県街路樹の日は、」を「三重県街路樹の日は」に改めます。</p>

103	第二十三条（三重県花とみどりの日及び三重県街路樹の日）	<p>解説の中に、街路樹文化や街路樹に親しむイベントというものが書いてありますが、街路樹文化という言葉は聞いたことがありませんし、街路樹に親しむ活動や街路樹に親しむイベントといっても何をするのか全くイメージができません。もっと具体的にならないのでしょうか。また、個人的には街路樹にあまり関心がないので、街路樹に親しむというのもあまり理解ができません。</p>	<p>御指摘を踏まえ、解説の表現を改めます。</p> <p>なお、「街路樹文化」については、本委員会としては、第12条の解説に記載のとおり「街路樹に親しむ活動及びその活動の文化的所産」と考えているところです。</p> <p>その他のいただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
104	第二十四条（財政上の措置）	<p>このような活動は税金を使わずに民間企業やボランティア活動に任せるべきであり、子育て支援などに税金を使ってください。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>

105	第二十四条（財政上の措置）	<p>税の使い道として、街路樹の植栽や剪定を拡充するよりも道路等（白線、信号機）の修繕や福祉、医療、子育てなどを優先すべきと考えます。</p> <p>街路樹や県有施設等への植栽による維持管理コストの増加に税金を使うのであれば、道路の修繕や白線の引き直し、福祉、医療、子育てなどに税金を使うべきです。</p>	<p>本委員会では、花とみどりの活用について検討した上で、県民生活における花とみどりの活用を推進することが、個性豊かで活力ある地域社会及び心豊かな県民生活の実現に寄与すると考え、本条例案を提案しているところであり、また、県では、本条例案以外にも様々な施策を展開しておりますので、原案のままとさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた意見については、今後の議員活動の参考にさせていただきます。</p>
-----	---------------	---	--

106	附則第1項（施行期日）	<p>条例の施行期日を原則「令和5年4月1日」としているが、令和4年12月にパブリックコメントを開始している点からすると、条例の成立から施行までの期間が短くなると思われるが、周知期間が短すぎるのではないか。特に、この条例は市町をはじめとする関係機関等との協働を強く打ち出しているため、施行までにこの条例の内容を関係者が理解する時間的な余裕も必要であろう。なお、施行期日を原則「令和5年4月1日」とすることについて、「予算編成を含め施策の検討が求められる」ことを根拠として挙げているが、この理由付けが理解しがたい。ひとたび条例が成立すれば、施行前であっても、条文の内容は確定するので、その確定した条文を基に施策の検討を行い、その実施に必要な予算を積算することができるはずである。また、予算編成に当たって条例の施行が必要だという話は聞いたことがなく、なぜそのような理由で施行を急ぐのかが分からない。例えば、施行日が「令和6年4月1日」となっているとして、関係部局が令和6年度予算において、この条例に基づく施策の実施費用を要求したとき、財政当局が「条例が未施行だから、予</p>	<p>令和4年度内に本条例案が可決され、成立することを前提としていますが、令和5年度においても、本条例に基づく施策が検討され、及び実施されることが望まれるため、あえて、施行期日を1年延ばすことはせず、原案のままとさせていただきます。</p>
-----	-------------	--	--

算要求に応じない」と言うのであれば、それは財政当局の査定方針が間違っているのであって、議会としてはその方針を正すのが筋である。仮に、財政当局がこの条例による施策の実施に必要な費用を計上せずに予算を提出してくるのであれば、議会は、予算の増額修正権（地方自治法第97条第2項）の行使を検討すべきであろう。施行期日については、周知期間などを踏まえ、再検討してほしい。

107	附則第2項（準備行為）	第2項中の2つ目の「第六章」は、直近に「第六章」があるので、「同章」としてはどうか。	御指摘を踏まえ、附則第2項中「、第六章」を「、同章」に改めます。
108	附則第3項（検討）	検討条項については、特に反対というわけではないが、サイクルを「4年」とした理由について、説明を変えることを検討してほしい。逐条解説には、「議会、知事のいずれかが、その任期の内に一度は見直しを検討することが望ましいと考えることから、その任期である4年を目安としている」とあるが、「任期内に一度は必ず見直しをさせる」というのが狙いであるなら、4年より短いスパン（例えば、3年）でもよいはずであり、実質的な説明になっていない。4年にこだわるのであれば、せめて「基本計画を4年サイクルという中長期的なものとして策定すべきであると考えているので、条例の見直しスパンについても、それとの均衡を図った」といった説明に変えたほうがよい。	御指摘のとおり、検討の時期については、4年以下であれば、議会、知事のいずれかが、その任期の内に一度は見直すことが想定されますが、高頻度で見直すことを求めるものでもないため、原案のままとさせていただきます。 なお、御指摘のとおり、基本計画の期間について本委員会としては4年を想定しているところではありますが、実際には、執行部において判断されるため、このことをもって、検討の時期の根拠とすることは困難であると考えます。